

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーの立場を認識し、透明・公正・果敢な意思決定を行うため、コーポレート・ガバナンスを実効的なものとし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を積極的に推進します。

1. 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保すると共に、適切な権利行使のための環境整備に努めます。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

ツルミグループ行動規範のもと、各ステークホルダー（お客様、仕入先、社員、地域社会等）との信頼関係の維持・向上に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく開示を適切に行うと共に、法令に基づく開示以外の情報においても主体的に発信し、透明性の確保に努めます。

4. 取締役会の責務

透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

5. 株主との対話

株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

1. 株主の権利・平等性の確保

(1) 当社は、株主の権利が実質的に確保され、また株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

(2) 当社は、株主の実質的な平等性確保の観点から、少数株主等の権利の実質的な確保、権利行使が適切に行える環境や実質的な平等性確保について十分に配慮します。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(1) 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主、顧客、取引先、社会、従業員等のステークホルダーとの間で良好な関係を築き、適切な協働に努めます。

(2) 当社は、これらのステークホルダーの権利や立場、利益等を考慮し、協働を確保するための「行動規範」を策定し、これを遵守、実践します。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

(1) 当社は、法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示します。

(2) 株主、顧客、取引先、社会、投資家等のステークホルダーにとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示します。

4. 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、下記を含む役割・責務を適切に果たすべく努めます。また、こうした役割・責務はいずれの機関設計の場合でも、等しく適切に果たすべく努めます。

a. 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

b. 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備

c. 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

5. 株主との対話

(1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、様々な機会を通じて株主と建設的な対話を持つことに努めています。

(2) 当社は、株主との建設的な対話を通じて、その関心・懸念に正当な関心を払うと共に、当社経営方針に係る理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関する適切な理解と対応に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、出来る限り多数の株主が株主総会に出席できるよう開催日等の設定を検討しております。また、当日出席できない株主の皆様については議決権行使書の郵送による議決権行使方法を採用しており、今後もインターネットによる議決権行使等、より株主が議決権行使しやすい環境整備の検討を進めます。

【補充原則1-2-4】

機関投資家、海外投資家を含め、株主が議決権を行使しやすい環境の提供は必要と認識しております。議決権電子行使プラットフォームの利用については、現行議決権行使率が9割弱あることから導入しておりません。機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら、導入するか否かを判断いたします。また、招集通知の英訳につきましても海外投資家の比率を勘案して判断いたします。

【補充原則3-1-2】

当社は、海外投資家の比率も勘案し、決算関連資料等の英訳等の実施についての判断をいたします。

【補充原則4-10-1】

当社は、現時点で独立社外取締役は3名に留まり、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することも検討いたします。

【補充原則4-11-3】

当社は、事業年度の最初に開催する取締役会において、各取締役から前年度の総括報告を実施しており、それに基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価をしております。なお、開示については今後の検討事項としております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては合理的な範囲で前向きに対応しており積極的かつ建設的な対話を行っております。

- なお、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示することをさらに充実させていきます。
- (1)(2) 当社では、社長室をIR担当部署としており、その社長室を管掌する取締役をIR担当取締役に選任し、IR活動全般を統括しております。また、IR活動に関連する他部署との情報共有を密にすることで有機的な連携を強めるよう努めております。
- (3) 社長室にて個別面談は積極的に対応しておりますが、株主・投資家・アナリスト向けの説明会については、今後積極的に行っていくことを検討事項といたします。
- (4) IR活動及びそのフィードバック、その他の情報について、適宜定時取締役会へ報告を行い、取締役との情報共有を図ることを今後の検討事項といたします。
- (5) また、株主・投資家・アナリストとの対話の際には、インサイダー情報管理に留意し、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】(いわゆる政策保有株式)

当社が純投資以外の目的で保有する株式は、顧客や取引先の株式を保有することで中長期的な取引関係の維持・拡大、シナジー効果等が期待できるものを対象としております。株式を保有することにより当社の企業価値を高め、株主や投資家の皆様の利益に繋がると判断される場合において、このような株式を保有する方針としております。また、政策保有株式における議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えております。

【原則1－7】(関連当事者間の取引)

当社は、「取締役会規程」を定め、主要株主等の利害関係者や、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施することで、会社法の規定に基づく監視を行うようにしております。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示いたします。

【原則3－1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

経営理念、経営計画、行動規範、Amenics(めざす未来)をホームページ上に公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス報告書の「1. 1 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定

取締役の報酬等については、株主総会において決議された取締役の報酬額の限度内で会社業績、経済情勢等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名

経営陣幹部の選任、取締役候補の指名については、的確かつ迅速な意思決定、リスク管理体制の整備、業務執行の管理・監督機能及び全部門をカバーできるバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。また、社外取締役候補の指名については、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する知識や当社事業活動に関する知識等のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

(5) 個々の選任・指名についての説明

取締役の各候補者及び経歴等については、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1】

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に定めるところにより、経営計画、経営戦略、その他当社の経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。それら以外の事項については、業務執行を機動的に行うため、業務執行に係る権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任しております。

【原則4－8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、監査等委員会を設置し、現在、取締役9名の内、3名が社外取締役であり、すべて独立社外取締役であります。

【原則4－9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4－11－1】

取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、十分議論の上、最終的に取締役会で決定しております。

【補充原則4－11－2】

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の参考書類(候補者の場合)や有価証券報告書等において毎年開示しております。

【補充原則4－14－2】

当社は、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供する方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ツルミ興産	1,904,700	6.84
ツルミ共栄会	1,559,356	5.60
株式会社三井住友銀行	1,242,750	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	743,400	2.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	700,990	2.52
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	669,400	2.41
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	657,900	2.36
デンヨー株式会社	648,000	2.33
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	535,900	1.93
株式会社有伸興産	518,298	1.86

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、平成27年12月11日現在で2,229千株（株券等保有割合8.01％）を保有している旨が記載されておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
掛川 雅仁	税理士											
鹿内 茂行	公認会計士											
田中 祥博	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
掛川 雅仁	○	○	——	税理士の立場から豊富な知識と経験による税務面、会計面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。
鹿内 茂行	○	○	——	監査法人での長年の監査実務経験と公認会計士としての豊富な知識による税務面、会計面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。

				た。
田中 祥博	○	○	——	弁護士としての幅広い見識と豊富な経験による法律面での適切なアドバイスを受けております。 また、同氏には独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものがなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する機関として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会及び監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従いその職務を行います。
また、監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒等人事権に関する事項についての決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人より期末に監査結果の報告を受けており、また、必要に応じて不定期に会計監査人と情報交換を行っております。内部監査部門とは必要に応じて意見交換を行っており、情報の共有化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬審議委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬の決定において、そのプロセスの透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬審議委員会を設置しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に沿って、社外取締役3名を選任しております。
社外取締役は全員が独立役員の資格を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

報酬については、各事業年度における会社業績等を勘案の上、決定しております。また、役員持株会を通じて自社株式を購入するとともに、在任中はその株式を保有する仕組みを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の開示状況は、全取締役の総額を開示しており、個別での開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、毎年取締役会において会社の業績・経営内容・経済情勢及び各管掌業務の遂行結果等を考慮しながら指名報酬審議委員会にその具体的金額の決定を委任しております。
指名報酬審議委員会は、取締役の任期が1年であることを鑑み、任期を継続する際には、前年の業績・評価を勘案し、報酬額の見直し等を実施し、決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては定例取締役会の場で、また、必要に応じて取締役より情報を伝達しております。内部監査室が監査等委員である取締役と関係部署との連絡調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

経営の基本方針、法令等で定められた事項や重要事項は取締役会を開催し決定することとしており、社外取締役が経営に対するチェックとリスク管理及び取締役の職務執行について客観的立場から監視するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、不正を含めたリスク評価を行う体制としております。

また、社外取締役は独立的、客観的な立場から、定例取締役会で妥当性、適法性等に関するアドバイス及び経営の監視を行うとともに、取締役会、内部監査部門、監査法人との情報交換を図ることにより客観的、中立的な立場で経営監視の役割を十分に果たしているため、現状の体制としております。

なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営の効率化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行責任範囲の明確化と業務執行機能の向上によるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るために、執行役員制度を導入しております。

平成28年3月期における会計監査の状況につきましては、東陽監査法人を会計監査人に選任しており、期末に限らず年間を通じて適宜監査を受けております。当社の会計監査の業務執行社員は公認会計士橋田光正、岡本徹の2名であり、いずれも監査継続年数は7年を超えておりません。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の充実が求められるなか、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の整備と運用を確立することにより、経営の意思決定の効率化を図り、企業価値を高めるとともに法令等の遵守及び経営の透明性の向上に努めることを経営課題の一つと位置づけております。

また、取締役及び従業員が法令、定款、企業倫理を遵守し、業務の適正を確保しつつ、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様へ、より議案の検討の時間を持て頂けるよう、法定期日より早期に株主総会招集通知の発送を行うこととしております。なお、平成28年6月29日に開催した第65回定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日より4日早く発送を行いました。
その他	株主総会において事業報告等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主・投資家の皆様に対して投資判断に影響を与える重要情報の開示については、会社法等関連法令並びに東京証券取引所の適時開示規則等に従って情報開示を行っております。また、重要情報に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様に有用と判断される情報については、可能な限り適時開示致します。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家と個別ミーティングを随時実施しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家と個別ミーティングを随時実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、株主通信、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は社長室総務グループ 総務課であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ツルミグループ行動規範を制定し、その中で各ステークホルダーの立場を尊重することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	大阪本店、各支店、工場等においてISO14001の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」を制定し、適時・適切な開示活動に努めるよう、情報提供に係る方針等を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役及び従業員が法令、定款、企業理念を遵守し、業務の適正を確保しつつ、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備、運用することが重要と考えております。

内部統制システムの整備状況としては、コンプライアンス基本規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用規程、リスク管理基本規程等の規程を整備することにより手続を定めており、内部監査室が内部監査を実施しております。

なお、経営成績、株価、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した場合、所管部署より取締役会に報告し情報の共有化を図り、リスク対策を検討するとともに、必要に応じて社外取締役、会計監査人、弁護士等の助言指導を受けております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会により、不正を含めたリスク評価を行う仕組みとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持ちません。

さらに、反社会的勢力からの不当要求があった場合には、警察、弁護士等との連携を密にし、組織全体として対応にあたります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

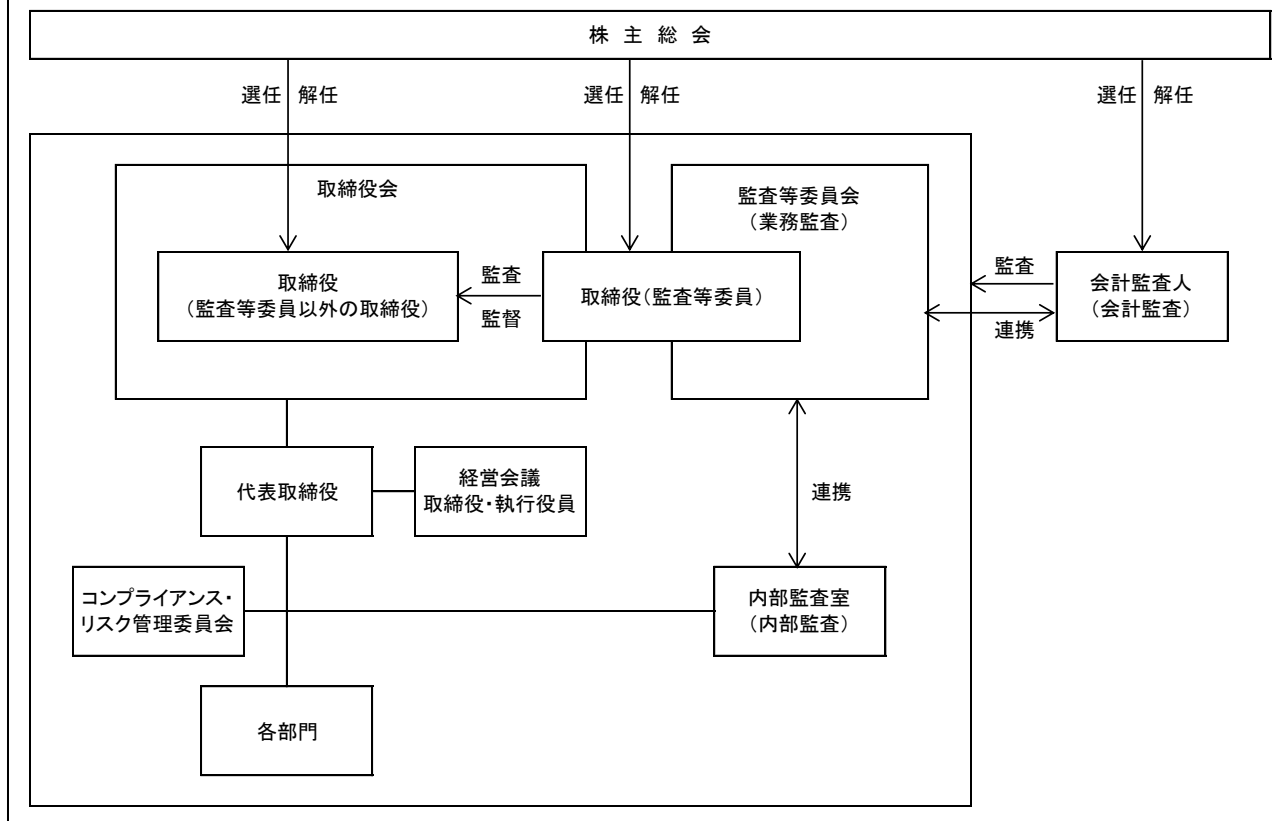
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制については、今後、更に充実していく必要があると認識しており、コンプライアンス担当役員の設置、社内規程の整備等を進めております。

■コーポレート・ガバナンス体制の模式図



■適時開示体制の模式図

